

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月5日付けで行った公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年7月21日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成〇年〇月に埼玉県警が外事課長名で〇〇〇氏に対して通知した「捜査経過等の通知について」と題した行政文書に係る決裁（起案）文書及び附属（添付）書類の一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、令和4年8月5日付けで、開示請求された公文書の存在を答えること自体が条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、その存否を明らかにせず公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年8月20日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年1月13日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和5年2月9日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

本件開示請求には、インターネットに出回っている「捜査経過等の通知について」と題した行政文書を添付した。

当該文書が公文書として発せられた経緯及び内容については、インターネットを通じて世界中が既に知るところであり、実施機関の「開示請求された公文書の存在を答えることは、警察が特定の個人に通知等を行ったか否かを明らかにするものであり、特定の個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあります。」の主張には何の説得力もない。

開示を求めているのは、当該文書の決裁（起案）文書である。条例に基づく不開示情報や個人情報等を黒く塗りつぶしても一向に構わないので、当該文書の決裁（起案）文書を開示してほしい。決裁（起案）文書が開示されないのはなぜか。

(3) 反論書の趣旨

当該文書の決裁（起案）文書にあるはずの、起案日、文書番号、文書名、起案者、決裁者等に関わるのは埼玉県警の地方公務員であって、個人に関する情報とは無関係である。なぜ、地方公務員が作成した行政文書において地方公務員が関係する情報までが開示請求拒否になるのか、その根拠法令（条令）を示したうえで拒否理由を明確に示してほしい。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

事件被害者等に対する通知は、犯罪捜査規範第10条の3に基づいて発出されるものであり、一般的に、当該事件における手続等の説明及び当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項が記載されるものである。犯罪捜査規範には事件被害者等に対する通知を公表する規定はないことから、「法令若しく

は他の条例により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、処分庁において、事件被害者等に対する通知を公表している事実はないことから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しない。よって犯罪捜査規範第10条の3に基づいて発出される事件被害者等に対する通知は、条例第10条第1号ただし書イに該当しない。

審査請求人は決裁（起案）文書の開示を求めているが、開示されないのはなぜかと主張している。本件開示請求は、特定の個人の名前を挙げて、実施機関が同人に発出した文書に係る決裁（起案）文書及び附属（添付）書類の一切の開示を求めるものであることから、本件開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにするだけで、特定の個人が捜査経過等の通知を受けたか否かという条例第10条第1号の不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により開示請求を拒否したものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求された公文書の存在を答えることは、警察が特定の個人に「捜査経過等の通知」という通知を行ったか否か（以下「本件存否情報」）という。）を明らかにするものであり、条例第10条第1号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存否を明らかにせず本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取り消しを求めて本件審査請求を行ったことから、当審査会では、本件処分の妥当性について、以下検討する。

### (2) 本件処分の妥当性について

#### ア 本件存否情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別す

ることはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

本件存否情報は、特定の個人が警察から「捜査経過等の通知」を受けたか否かという情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められること、そして、「捜査経過等の通知」が仮に真正なものであり、インターネット上に掲載され、その内容が世間に知れ渡っているとしても、個人に関する情報としての性質を失わせることにはならないので、条例第10条第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書イ該当性について検討する。同号ただし書イは、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。

実施機関の主張によると、事件被害者等に対する通知は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第10条の3に基づいて発出されるものであり、規範には事件被害者等に対する通知を公表する規定はなく、事件被害者等に対する通知を公表している事実はないことから条例第10条第1号ただし書イに該当しないとのことである。当審査会において、規範第10条の3を確認したところ、事件被害者等に対する通知は公表を予定している趣旨とは認められないことから、実施機関の主張には合理的な理由があると認められる。

したがって、条例第10条第1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

#### イ 本件存否情報の条例第13条該当性について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」

と規定している。

開示請求があった場合、通常は開示請求に係る公文書が存在していれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかし、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求に係る公文書について、対象となる公文書が存在することを前提に開示又は不開示の決定を行った場合には、警察が特定の個人宛てに「捜査経過等の通知」を発出したという事実又は発出しなかった事実が判明することとなる。

したがって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することになることから、条例第13条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないとして行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は開示請求に係る文書に関わる埼玉県警察の地方公務員が関係する情報までが開示請求拒否になる理由を明確にすべき旨主張するが、上記のとおり、当審査会は本件処分において文書の存否を明らかにせず請求を拒否したことは妥当と判断するものであり、文書の存在を前提とする審査請求人の主張は認められない。

(3) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

川又 伸彦、松前 恵環、南木 ゆう

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 1月13日	諮問(諮問第336号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 2月 9日	諮問庁から意見聴取及び審議(第二部会第165回審査会)
令和5年 3月27日	審議(第二部会第166回審査会)
令和5年 4月12日	答申